

## 日向市伐採届旗の設置取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)に基づき適正な手続きを経た伐採について、法令遵守を示す旗(以下「伐採届旗」という。)を伐採現場に設置することにより、伐採届出制度の徹底を図り、適正な森林施業の推進を図ることを目的とする。

### (伐採届旗の交付等)

第2条 市長は、森林所有者等から法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採等届出書」という。)を受理し、その伐採の方法が皆伐であって、日向市森林整備計画に適合すると認めるときは、適合通知書又は確認通知書と併せ、伐採届旗を交付するものとする。ただし、伐採箇所の状況等により交付が必要と認められるものについては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、森林経営計画等に基づく伐採については、認定請求者(法第11条第1項の規定による認定の請求をしようとする者をいう。)からの伐採届旗交付申請書(様式第1号)の提出に基づき、伐採届旗を交付するものとする。

3 市長は、伐採届旗の交付状況を把握するため、伐採届旗管理簿(様式第2号)を備え付けるものとする。

### (伐採届旗の設置)

第3条 伐採届旗の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、伐採開始日から終了日まで、伐採等届出書に記載のある伐採箇所の周囲からよく見えるところに伐採届旗を設置するものとする。

2 受領者は、伐採届旗の紛失又は破損の防止に努めるものとする。

3 受領者は、伐採届旗を紛失し、又は破損したときは、その理由を記載した伐採届旗再交付申請書(様式第3号)を提出し、再交付を受けることができる。

### (伐採届旗の返納)

第4条 受領者は、伐採が終了した後、伐採届旗を速やかに市長に返却するものとする。

### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。